

乗ってタッチTOKYUポイントサービス利用規約

第1条（本規約の目的）

本規約は、東急株式会社（以下「東急」という）ならびに東急電鉄株式会社（以下「東急電鉄」という）が運営する「乗ってタッチTOKYUポイントサービス」（以下「本サービス」という）の利用にあたっての条件を定めるものです。

第2条（サービスについて）

1. 本サービスの対象は、東急が指定した交通系ICカード「PASMO」もしくは「Suica」（以下「交通系ICカード」という）を保有し、かつ東急がTOKYU POINTのサービスを付帯したクレジットカード（以下「TOKYU CARD」という）・ポイントカード（以下「TOKYU POINT CARD」という）の会員である方（以下「サービス利用者」という）です。
2. サービス利用者が、交通系ICカードを使用して、東急電鉄の鉄道路線、軌道路線または東急バス株式会社（以下、「東急バス」という）のバス路線を乗車し、その後に、同日内に、東急が指定する商業施設に設置した本サービス専用端末（以下「専用端末」という）を使用した場合、サービス利用者が予め登録したTOKYU CARD および TOKYU POINT CARDにTOKYU POINTを付与します。但し、以下の各号の場合は、本サービスの対象とならず、TOKYU POINTは付与されません。
 - (1) 交通系ICカードを定期券として利用して、東急電鉄の鉄道路線、軌道路線または東急バスのバス路線に乗車した場合
 - (2) 交通系ICカードを使用して乗車券を購入し、東急電鉄の鉄道路線、軌道路線または東急バスのバス路線に乗車した場合
 - (3) 東急電鉄の鉄道路線または軌道路線に乗車した場合において、入札および出札のいずれにおいても、東急電鉄の駅の自動改札機を正規の方法で通過しなかった場合
 - (4) 専用端末を使用した後に、交通系ICカードを使用して、東急電鉄の鉄道路線、軌道路線または東急バスのバス路線に乗車した場合
3. 前項に定める場合に加えて、サービス利用者が、交通系ICカードを使用して、横浜高速鉄道株式会社の鉄道路線（みなとみらい線）に乗車し、その後に、同日内に、商業施設「みなとみらい東急スクエア」に設置した専用端末を使用した場合についても、サービス利用者が予め登録したTOKYU CARD および TOKYU POINT CARDにTOKYU POINTを付与します。
4. 本条第2項および前項に定める場合に加えて、TOKYU POINT付与の対象となる場合を、東急電鉄が定めることがあります。その場合、サービス利用者が、東急電鉄の定めた当該条件を満たしたときも、サービス利用者が予め登録したTOKYU CARD および TOKYU POINT CARDにTOKYU POINTを付与します。

第3条（登録）

1. サービス利用者は、初めて専用端末を使用する際に、本規約に同意し、TOKYU CARD および TOKYU POINT CARDと交通系ICカードの両方を使用して、本サービスへ登録します。
2. 1枚のTOKYU CARD および TOKYU POINT CARDに対して登録できる交通系ICカードは3枚までです。4枚目を登録した場合は、既に登録された交通系ICカードのうち登録日が最も古い交通系ICカードの情報が削除されます。
3. 1枚の交通系ICカードに対して複数のTOKYU CARD および TOKYU POINT CARDを登録することはできません。複数のTOKYU CARD および TOKYU POINT CARDを登録した場合は、既に登録されたTOKYU CARD および TOKYU POINT CARDの情報が削除されます。

第4条（TOKYU POINTの付与）

1. サービス利用者が専用端末を使用した翌日以降に、サービス利用者が登録したTOKYU CARD および TOKYU POINT CARDに、東急電鉄が指定するポイント数のTOKYU POINTを付与します。
2. TOKYU POINTの付与の対象となる条件は、端末により異なります。
 - ①当日中に複数回乗車した場合、または複数回専用端末を操作した場合でも1日1回分のみの付与となる場合。
 - ②専用端末ごとに1日1回分付与となる場合。
3. 東急電鉄は東急電鉄が指定する各種キャンペーン等に応じて、付与数や付与の対象などの設定条件を変更できるものとします。

第5条（サービスの有効期限）

サービス利用者が、本サービスを利用するために専用端末を使用した最終日から、1年間、本サービスを利用するために専用端末を使用しなかった場合は、登録情報を削除いたします。

第6条（サービスの再登録）

サービス利用者は、以下のいずれかに該当する場合、改めて登録の手続きをする必要があります。

- ① TOKYU CARD および TOKYU POINT CARDのカード番号が変更となった場合
- ②交通系ICカードのID番号が変更となった場合
- ③有効期限超過等による登録情報削除後に再度、本サービスを利用する場合

第7条（個人情報の収集・保有・預託）

1. 東急は、本サービスを提供するために、以下の個人情報（以下「個人情報」という）を東急が保護措置を講じた上で収集・保有します。
 - ①交通系ICカードのID番号、TOKYU CARD および TOKYU POINT

CARDのカード番号などサービス利用者から提供される一切の情報（これらに変更が生じた場合、変更後の情報を含む。以下同じ）

②本サービスにおけるTOKYU POINTに関わる取引履歴（利用日、利用場所、付与されるTOKYU POINT数など）

2. 東急が東急の事務（配送業務、印刷業務、コンピュータ事務およびこれらに付随する事務など）を第三者に委託する場合、東急が個人情報の保護措置を講じたうえで、前項により収集した個人情報を業務委託先に預託することができるものとします。

第8条（個人情報の利用）

東急は、TOKYU POINT事業およびこれに関連する事業において、以下の目的のために本規約第7条第1項の個人情報を利用します。

①東急の宣伝物・印刷物の送付等の営業案内、新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス、市場調査、商品開発のために利用する場合

②東急以外の宣伝物・印刷物の送付等の営業案内、新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス、市場調査、商品開発を外部から受託して行うために利用する場合

第9条（個人情報の提供・利用）

東急は、以下の目的のために、本規約第7条第1項の個人情報を、保護措置を講じた上で東急グループ各社に提供し、東急グループ各社は該当個人情報を以下の目的で利用します。

①宣伝物等、営業案内

②商品、役務等の市場調査、商品開発

③商品、役務等に関する案内

なお、具体的な企業名および事業内容は、東急カード株式会社（以下「東急カード社」という）のホームページ（<https://www.topcard.co.jp/privacy2/index.html>）をご覧ください。

第10条（個人情報の開示・訂正・利用停止等）

1. サービス利用者は、東急に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより自己に関する個人情報を開示・訂正・利用停止等するよう請求することができます。東急が保有する自己に関する個人情報の開示・訂正・利用停止等を求める場合には、本規約第15条記載の窓口に連絡してください。請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えします。
2. 万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、東急は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第11条（サービス登録の抹消）

東急は、サービス利用者が次の各号の一つにでも該当する場合は、事前に通知することなく登録を抹消することができます。

①犯罪行為もしくは犯罪に結びつく行為、またはその恐れのある行為があった場合

②公序良俗に反する行為があった場合

- ③第三者の交通系 I C カードを不正に利用する行為があった場合
- ④サービス利用者の資格を第三者に譲渡または貸与した場合
- ⑤本サービスの運営を妨害する行為、または東急の信用を毀損する行為があった場合
- ⑥反社会的勢力に属すると認められた場合
- ⑦その他、東急が不相当と認めた行為をおこなった場合

第 1 2 条 (本サービスの停止、廃止)

1. 東急ならびに東急電鉄は本サービス運営上の都合やシステム障害の発生等により、本サービスを予告なく一時的に停止することがあります。本サービスの停止中にサービス利用者が乗車した場合または専用端末を使用した場合には、本サービスの対象とはならず、TOKYU POINT は付与されません。
2. 東急ならびに東急電鉄は、本サービスを任意に廃止することができます。この場合、東急ならびに東急電鉄は 1 ヶ月以上前に、東急カード社のホームページにおいて予告するものとします。本サービスの廃止によってサービス利用者に生じた損害については、東急ならびに東急電鉄は一切の責任を負いません。

第 1 3 条 (本規約の変更)

東急ならびに東急電鉄は、本規約の内容を、予告なく変更することができます。変更した本規約は、東急ならびに東急電鉄が東急カード社のホームページに掲載した時点をもって効力を生じます。本規約の変更によってサービス利用に生じた損害については、東急ならびに東急電鉄は一切の責任を負いません。

第 1 4 条 (本規約の優先)

1. 本規約に定めのない事項については、東急ならびに東急電鉄が定める TOKYU POINT 規約によるものとし、本規約と TOKYU POINT 規約が重複する事項については、本規約が優先されます。
2. 交通系 I C カードに関する内容は、株式会社パスモおよび東日本旅客鉄道株式会社等の発行元の交通系 I C カード取扱規則等によります。

第 1 5 条 (問い合わせ先)

本サービスに関するお問合せ先および個人情報の開示・訂正・利用停止等に関するお問合せや、個人情報に関するその他のご意見のお申し出に関しましては以下の通りとします。

TOKYU POINT デスク <業務委託先：東急カード社>

(本社) 〒158-8534 東京都世田谷区用賀4-10-1 世田谷ビジネススクエアタワー

ナビダイヤル 0570-063-109

<ナビダイヤルにつながらない方>

(東京) 03-6432-7564 (札幌) 011-290-7060

東急カード社のホームページ (<https://www.topcard.co.jp>)

以上